

清水・三保地区における新たな移動支援サービス事業（骨子案）

【基本方針】

- 令和4年度試行運行時の形態を基本とした事業設計とすること。
- 利用料は、無償ではなく収受する方向とすること。
- 令和9年度中の運行開始を目標とすること。
- 事業は最小規模で開始し、利用状況や要望等を伺いながら必要に応じて拡充を図る。

項 目	方向性	課題など
1. 運営主体	町が事業主体となり、車両と運転士(会計年度任用職員)を確保して運行。	・6/4、試行運行の際に運転士をお願いした清水地区の方と打合せを行ったところ、「三保地区からも運転士を雇用して欲しい。」という要望があった。
2. 運行方式	利用者の希望する場所から目的地までの送迎(ドア・ツー・ドア方式)	・自家用車(白ナンバー)を使用する「公共ライドシェア」、若しくは「許可及び登録を要しない運送」を想定。 ・前者は国への届出や、運転士の国講習受講が必須。
3. 車両サイズ	ミニバン(7人乗り)と軽ハイトワゴン(4人乗り)の2台	・車両は、購入若しくはリース。 ・車両の保管場所の確保。
4. 運行エリア	町内全域及び足柄上病院	・町外は足柄上病院(通院)のみ運行。
5. 運行曜日	平日のみ運行	・支所を起点に運行するため、支所の開庁日のみ
6. 運行時間帯	8時30分から17時15分(支所開庁時間) (車両点検準備、回送時間等を含む。)	・支所を起点に運行するため、支所の開庁時間のみ
7. 運行ダイヤ	予約による運行のみ(基本ダイヤ無)	
8. 運賃の形態	未 定	・有償、若しくは実費負担とする。 ・「公共ライドシェア(有償)」の場合、国への届出が必要。金額については公共交通会議に諮り決定する。
9. 運賃水準	未 定	
10. 利用対象者	清水・三保地区に住民登録のある方	
11. 利用者登録	不要	
12. 予約制限	利用希望日の前々日の正午まで (土休日は含まない)	
13. オペレーターの雇用形態	予約受付～配車など運行管理を一括で行える体制整備	・運行管理(予約、配車、金銭管理等)を全て支所で行えるよう、職員配置等について、町民税務課との調整が必要。 ・予約受付する支所の一本化の検討

【参考】自家用車(白ナンバー)を使った運送行為

○道路運送法 78 条の規定により、自家用車は、原則として、有償で運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の許可又は登録を受けるべきことが定められている。

ア．自家用有償旅客運送事業

道路運送法 78 条 2 項に基づく事業で公共ライドシェアとも呼ばれる。

この形態は、「交通空白地有償運送」と「福祉有償運送」に大別され、福祉有償運送については、利用者が身体障がい者などに限定される。

イ．許可及び登録を要しない運送

道路運送法の適用外となる自家用車を使用して、無償で(何ら対価を得ずに)旅客を輸送する形態である。

なお、ガソリン代等の「実費」を受け取ることは可能とされる。